

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

米国農務省(USDA)、BSEに関する補足 Q&A を発表

公表日：2012/4/25 情報源：米国農務省(USDA)

http://www.usda.gov/documents/SupplementalBSEQA_042512.pdf

米国農務省(USDA)は4月25日、BSEに関する補足Q&Aを発表した。概要は以下のとおり。

USDAの動植物検疫局(APHIS)は、カリフォルニア州中部の乳牛1頭を米国で4症例目となるBSEと確認した。検査の結果、非定型BSEであることが確認された。当該牛は、同州の化製場においてBSE検査用に検体採取されたもので、と体は当該化製場に留め置かれた後、廃棄処分された。

Q1: 非定型 BSE とは?

A1: 汚染飼料を摂取した牛では通常生じない極めてまれな病気である。

Q2: 米国において供給される食品は安全か?

A2: 安全である。今回の発見でその安全性に影響が及ぶことは全くない。当該牛は、食用の加工には回らないため、供給される食品にリスクをもたらす可能性は皆無である。

Q3: 牛乳は BSE 感染源か?

A3: 科学研究の結果、たとえ BSE 感染牛の乳であっても、異常プリオンたん白質は乳中に伝達しないことが示されている。

Q4: 牛乳及び乳製品は安全か?

A4: 安全である。世界保健機関(WHO)は、BSE 感染牛の乳に関する検査の結果、乳には感染性がないと述べている。したがって、牛乳及び乳製品は安全とみなすことができる。

Q5: 今回の発見は米国産牛肉の取引・輸出にとってどんな意味があるか?

A5: 今回の発見によって、国際獣疫事務局(OIE)が判定を行っている米国の BSE ステータスに影響が及ぶことはない。

Q6: 当該牛はどこの牛か?

A6: 当該牛の検体は、カリフォルニア州中部の化製場で採取された。今回の発見に関する疫学調査を予断なく行うため、化製場の所在地及び当該牛が化製場に来るまでの経緯等に関する付加情報は公表しない。ただし、今後疫学調査が進めば、当該牛の月齢等の諸情報については公表する予定である[※]。

Q7: 当該牛を検査した理由は?

A7: APHIS の BSE サーベイランスプログラムの一環で化製場において当該牛の検体を採取した。対象には BSE に係る臨床兆候のある牛、その他中枢神経系異常のある牛、原因不明の死亡牛、歩行困難な牛などが含まれる。

Q8: BSE 検査はどのように実施されているか?

A8: BSE の生体検査法ではなく、脳幹の一部を採取して ELISA 法^{※※}で検査する。検査結果を確定することができない場合は、国立獣医学研究所(NVSL)に送付し検査する。BSE サーベイランスプログラムは、食品の安全性を判定するためではなく、牛の健康のために行われている。USDA は、本プログラムにより、米国の牛において BSE がわずかでも存在すれば発見することができるため、BSE 予防対策の複合的な体制が正常に機能していることを消費者及び世界の貿易相手国に担保することができる。

Q9: 当該牛の検査はどこが実施したか?

A9: 検体は、当初、カリフォルニア州動物衛生食品安全検査所に送付された。同検査所は 4 月 19 日、検査結果を確定することができないと APHIS に通知し、再検査のために検体をアイオワ州エイムズにある NVSL に転送した。ウェスタンブロット法^{※※}及び免疫組織化学法^{※※※}を用いて検査した結果、当該牛が非定型 BSE であることを確認した。

Q10:検査のほかに実施していることは?

A10:当該牛の検査結果をさらに精査するために、検体を非定型BSEに関する診断経験が豊富なカナダ及び英国にあるOIE公認の国際動物衛生リファレンス研究所に送付する。更に、カリフォルニア州動物・公衆衛生当局や米国食品医薬品庁(FDA)と連携し、包括的な疫学調査を実施する予定である。

(以下略)

*[※] 公表内容については、以下の関連情報（海外）「米国農務省動植物検疫局(APHIS)、4症例目のBSEに関する情報を更新（4月26日付）」を参照

***[※] ELISA法、ウェスタンプロット法

抗原抗体反応を利用し、試料中に含まれる特定のたん白質を検出又は定量する方法

****[※] 免疫組織化学法

抗原抗体反応を利用して可視化した特定の物質を光学顕微鏡等を用いて観察する方法

○関連情報（海外）

- ・国際獣疫事務局(OIE)：米国で発生したBSEに関する米国農務省からの報告を公表

患畜は、4月19日にカリフォルニア州の化製場におけるBSEサーベイランスの一環として検査された死亡乳牛(10歳7ヶ月齢)である。化製処理される予定の当該死亡乳牛を検査した結果、非定型BSEであることが確認された。なお、当該死亡乳牛は歩行困難が原因で殺処分されたものである。

診断検査の結果は以下のとおり。

4月19日 ELISA法 疑い(不確定)

4月23日 免疫組織化学法 陽性

4月23日 ウェスタンプロット法 陽性

http://web.oie.int/wahis/public.php?page=single_report&pop=1&reportid=11893

- ・米国農務省(USDA)、4症例目のBSEに関する農務長官声明を発表

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentid=2012/04/0133.xml&contentidonly=true>

- ・米国農務省(USDA)、4症例目のBSEに関する主席獣医官声明を発表

http://www.usda.gov/documents/SupplementalBSEQA_042512.pdf

- ・米国農務省(USDA)、4症例目のBSEに関する主席獣医官の追加コメントを発表

http://blogs.usda.gov/2012/04/25/usdas_chief_veterinary_officer_on_the_recent_bse_case/

- ・米国農務省動植物検疫局(APHIS)、4症例目のBSEに関する情報を更新（4月26日付）

当該患畜は、カリフォルニア州トゥーレアリ郡の牧場で飼養されていた。月齢は10歳7ヶ月であった。

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentid=2012/04/0136.xml&contentidonly=true>

- ・米国農務省動植物検疫局(APHIS)、4症例目のBSEに関する情報を更新（5月2日付）

当該患畜には過去2年間に2頭の産仔があり、1頭は死産、もう1頭についてはBSE検査を実施した結果、陰性であった。当該患畜が関係した2か所の農場は隔離検疫中である。また、10年前に当該患畜を飼養していた農場についても調査している。

http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2012/05/bse_update_050212.shtml

○関連情報（国内）

- ・食品安全委員会：牛海綿状脳症（BSE）及び変異型クロイツフェルト・ヤコブ病について

<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>

- ・食品安全委員会：プリオン専門調査会

<http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/index.html>

- ・厚生労働省：牛海綿状脳症（BSE）について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/bse/index.html

- ・農林水産省：牛海綿状脳症（BSE）に関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syousan/douei/bse/index.html>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧下さい。